

## 集落活性化支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、三面地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が、三面地域内の集落、複数の集落の連合体及び集落内で活動する団体（以下「団体」という。）が行う市民協働のまちづくりを推進する事業（以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、必要な事項を定める。

### (助成金の対象となる事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 芸術・文化・スポーツ事業
- (2) 防犯・防災対策事業
- (3) 景観・環境保全事業
- (4) 健康づくり事業
- (5) 高齢者福祉事業
- (6) 青少年健全育成事業
- (7) 子育て支援事業
- (8) 産業・観光振興事業
- (9) 文化伝承・後継者育成事業
- (10) 定住・地域間交流事業
- (11) その他特に協議会が認める事業

### (助成金の額及び助成対象経費)

第3条 集落等へ交付する助成金の額は、1団体あたり5万円（千円未満の端数がある場合、その額を切り捨てる）を上限とする。ただし、審査で認められた場合は、予算の範囲内で上限を越えて交付することができる。

2 助成事業に対し、補助金、参加料等、他の収入がある場合は、事業費から他の収入を控除した額の範囲内で助成金を交付する。

3 次の各号に掲げる経費は助成の対象外とする。

- (1) 事業関係者への報酬・手当等
- (2) 食糧費（ただし弁当、お茶代、懇親会等の参加費の一部補助を除く）
- (3) 領収書等により確認することができない経費
- (4) その他、助成の対象として適切でないと認められる経費  
※ アルコール類の経費は対象となりません

4 事業費に占める食糧費の割合は2分の1以内とする。

### (助成金の交付申請)

第4条 助成を希望する集落等は、助成金交付申請書（様式第1号）を協議会に提出するものとする。

### (助成金の交付決定)

第5条 協議会は、前条の規定による助成金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査した上で助成金の額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請のあった集落等に対し通知するものとする。

**(事業報告)**

第6条 交付の決定を受けた集落等は、事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに事業実施報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 既に交付を受けた助成金の額に不要額が生じたときは、速やかに当該不要額を協議会に返還するものとする。

**(交付回数制限)**

第7条 集落等は、この要綱により過去に助成金の交付を受けた事業であっても、当該事業に対する助成金の交付を申請できるものとする。

**(補則)**

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

**(施行期日)**

1 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

**(経過措置)**

2 この要綱は、施行の日から3箇年を経過した後、助成金額等の見直しを行うものとする

附則

**(施行期日)**

1 この要綱は、平成27年5月21日から施行する。

附則

**(施行期日)**

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。